

〔別紙 1〕

リ ス ク 分 担 表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
物 価 変 動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増減		○
	上記のうち、光熱水費の大幅な増減によるもの	○	
金 利 変 動	金利変動に伴う経費の増		○
需 要 変 動	社会情勢の変化による需要見込み減 及び運営費の膨張		○
法令等の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令等の変更		○
政治、行政的理由 による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理費における当該事情による増加経費負担	○	
セキュリティ	警備、管理の不備による情報漏洩、犯罪発生		○
第三者への賠償	管理者として注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
不 可 抗 力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業実行不能	○	
周辺地域・住民及び施設利用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望等の対応		○
	上記以外	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資 金 調 達	経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じたもの	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じたもの		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
施設、設備の損傷	※ 別紙 2 を参照のこと		

注：本表は基本的なリスクの分担を示すものであり、疑義がある場合又は本表に定めのない事項については市と指定管理者の協議によるものとする。

鹿角市と指定管理者の費用分担

項 目		負 担 者		役割分担の説明
		市	指定管理者	
指定管理者が直接実施する日常的な補修・修繕（経年劣化によるものを含む。）、施設の安全管理のための補修・修繕（施設の運営における安全管理等のための設備機器オーバーホールや消耗部品の交換等）			○	● 指定管理者が自らの責任の元実施する。
指定管理者以外のものが実施する施設の補修・修繕		○		● 案件ごとに協議の上、原則として市が負担し施工する。
上記のうち小規模なもの（概ね 50 万円以内）、または緊急の必要により実施するもの			○	● 市は、毎年度の協定に基づき、指定管理料に含めて相当額を負担し、指定管理者はこの額の範囲内で実施する。 ● 上記に余剰が生じたときは、指定管理者は当該額を返還する。不足が生じたときは、市が不足分を負担する。この場合の市の負担方法は、市と指定管理者が協議して定める。
施設の利便性向上のため実施する施設内装改修、備品購入等	指定管理者の発意により実施するもの		○	● 指定管理者が費用負担し、市と事前協議を行い承諾を得た上で実施する。
	市の発意により実施するもの	○		● 市が費用負担し、指定管理者と事前協議を行い承諾を得た上で実施する。
大規模改修等	長期保全計画等に基づき実施する躯体補強工事、大型設備機器更新、法律の変更等により社会的・政策的に必要として実施する工事、防災対策に関する工事、バリアフリー化工事、省エネ対策工事など	○		● 市が費用負担し施工する。ただし、指定管理者がその発意により実施することができる。この場合において、指定管理者は市と事前協議を行い承諾を得た上で実施する。 ● 実施の際は、市は指定管理者と施設運営に関する事前協議を行う。